

4 持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり

(1) 持続可能な地域経済・社会の構築

この震災を契機として、環境と人間社会の経済・社会活動のバランスをとりながら、低負荷型で、質の高い暮らしを維持していく「持続可能な地域社会・地域経済」を実現します。

そのため、今回の震災や原発事故で現れたエネルギー・環境問題を解決する方法として、自然環境に負荷をかけない再生可能エネルギー・システムを確立します。これによって、災害に備えたエネルギーの自給化を図るとともに、新たな産業の誘致、創出につなげていきます。

また、グローバル経済に翻弄されない、持続可能な地域経済の形として「地域循環型経済（※できるだけ地域内でカネ、モノ、サービスをまかない合う経済）」を構築します。具体的には、地域の生産物を地域で消費する「地産地消」を進め、地域の生業を地域で支える仕組みをつくります。

また、持続可能な地域社会に向けて、子ども、若者、女性や、高齢者、障害者など災害弱者を含む多様な主体が、社会を構成する一員として生き生きと社会参加できる地域社会を目指します。

① 再生可能エネルギー産業の創出とエネルギー・システムの確立

環境保全への対応とともに、成長産業としての期待も大きい再生可能エネルギー産業の誘致に積極的に取組みます。特に、沿岸部の跡地を利用した産業立地の可能性を検討します。また、災害に備えたエネルギー自給システムとして、公共施設を中心に再生可能エネルギーの導入を進めるほか、普及促進を図るために啓発推進事業を積極的に展開していきます。

【取組み項目】

○再生可能エネルギー等の新産業創出

- ・メガソーラー発電等の誘致
- ・風力、バイオマス発電等の誘致
(※「バイオマス」　光合成によって成長する草木類や、動物由来の残さ・糞尿等)

○公共施設への再生可能エネルギー・システムの導入

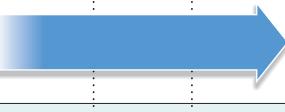
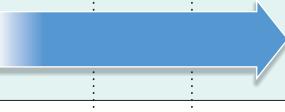
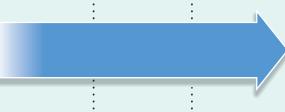
- ・災害時にも対応可能なソーラー発電等システムの整備

○再生可能エネルギー導入促進地域等の指定

- ・スマートグリッド、スマートシティ化
(※「スマートグリッド」情報通信技術を活用することによって、電力の需要と供給を常時最適化する、次世代の電力網)
- ・家庭導入の促進

○民間事業者の進出推進

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	復興木材安定供給等対策事業	地域資源である木材の価値を最大限活用するため、林業を再興します。	市				
2	バイオマス利用プラント整備事業	地域の自立分散型エネルギーとして、バイオマスプラントを整備します。	市				
3	メガソーラー誘致事業	地域の自立分散型エネルギー施設として、災害時や停電時のバックアップ体制を構築します。	民間				
4	省エネ住宅推進事業	断熱性やホームエネルギーマネジメントシステム、再生可能エネルギー設備導入を推進します。	市				
5	藻類培養プラント誘致事業	次世代エネルギーマテリアルとして研究が進む、藻類培養プラントを誘致します。	民間				

② 地域循環型経済の確立

生業による生産・加工・販売/サービスを、できるだけ地域内でもかない合う仕組みとして「地産地消」を具体化します。例えば、市内農家の農業生産物を、市民が購入して買い支える仕組みをつくり、生業を維持するとともに、市民の食の安全・安心を保障します。また、市内生産物で需要をまかねえない場合は、地域同士で交換しあう「地域間交易」（中央市場を経由しないローカル流通）によって補います。

これらの仕組みの実現可能性を検証するために、農業・漁業・林業の「地域循環型経営モデル」をつくり、試行します。

【取組み項目】

- 地産地消の推進
 - ・地産地消の仕組みづくり
- 地域間交易の仕組みづくり
- 農業・漁業・林業の地域循環型経営モデルの試行

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	地元建材地産地消事業	域資源エネルギーの地産地消を図るために、地元建材を活用した建築物に対し補助金を交付し、建材としてのCO ₂ 固定に努めます。	民間、市				

(3) 多様な主体の地域コミュニティ参加の促進

社会的に孤立することのないよう、多様な社会参加の場をつくります。特に、地域コミュニティにおける社会参加を促進し、コミュニティを通じての包摂的な支援機能を充実させます。

【取組み項目】

- 多様な社会参加の場づくり
- 地域コミュニティの包摂的な支援機能の強化
- 地域産業を通じた社会参加の場づくり

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	【再掲】 コミュニティ再生支援事業	宮城大学・JICA等より復興まちづくり支援員を派遣してもらい、コミュニティ形成の促進を図ります。	市				

(2) 民間資源の導入

復興まちづくりでは、行政、市民・民間の双方が資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を持ち寄り合って、地域総力で取組んでいく必要があります。また、震災の影響や少子高齢化の進行で地域課題が山積していく一方、行財政がひっ迫し、行政の対応だけでは立ち行かなくなる状況も予想されます。公共部門に民間の力を積極的に導入して経営資源（財源、ノウハウ等）を確保するとともに、地域経営力の向上を図ります。

① 官民連携手法によるまちづくり

公共事業、公共サービスの民営化を推進し、サービスの質を高めるために、P P P (Public Private Partnership、官民連携事業手法)、P F I (Private Finance Initiative、民間資金による社会資本整備) 等の導入の可能性を検討します。導入の際には、地元人材、組織の積極的活用を図ります。

【取組み項目】

- 公共サービスの民営化
 - ・PPP、PFIの導入
 - ・地元人材、組織の積極的活用

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	官民連携復興事業提案制度	復興に関して、民間の知見、資金を最大限に活用すべく、官民連携事業提案制度を実施します。	市				→

② 民間からの復興資金の導入

東松島市の復興を支えようという人々とのつながりが、長い復興の道を歩む力となります。市民ファンド（市民からの少額投資）、ふるさと納税、復興基金の造成など、東松島市を応援していただく方との恒常的な絆を築いていきます。

【取組み項目】

- 市民ファンドの活用
- ふるさと納税の推進
- 復興基金の造成

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	デンマーク王国友好子ども基金	デンマーク王国関連企業からの寄付金を基金管理し、当市の子どもたちの事業財源とします。	市				→
2	東日本大震災復興基金	市が受けた指定寄付金を原資に、基金を造成し、独自に実施する復興事業の財源とします。	市				→

東松島市復興まちづくり計画ポスター

入選作品



第3章 地区別土地利用計画

被害状況に応じて、地区別に復興まちづくりの整備方針を挙げています。今回の大震災の教訓を踏まえて、適切な土地利用によって「命」を守るための防災・減災都市構造を実現していきます。

1 大曲地区

(1) 被災の状況等

大曲地区は、南部の大曲浜地域が津波により人的にも建造物にも著しい被害を受けました。また、北部地域においても、定川堤防の決壊により、広範な地域で浸水被害を受けました。大曲浜周辺は極めて平坦な土地が広がっており、緊急時に住民の全てを収容できる避難場所および避難所を設置する適地は見出せません。

(2) 地区復興まちづくりの方向性

海岸保全施設の大規模な補強が行われることを前提にしても、大曲浜地域での住居系の宅地整備については、将来にわたって、大津波に対しての人的被害を防ぐことが極めて困難です。このため、地域コミュニティ維持の観点から住民の集団的な移転を推進します。

地域内への残留は、漁業関係の事業所等、生業によりやむなく残る事業系施設に限ることを原則とし、かつ、事業系施設についてもできる限り集約し、地域内での緊急時の避難施設構造物の整備と並行して推進するものとします。移転先としては、安全性の高い西側内陸部を中心に、基本的には矢本第二中学校学区内で集団的な移転が可能な地域を選定し、住民の考え方を十分に踏まえた重点的な開発整備を推進します。さらに、市民センター等の公共施設を復興整備します。

また、北部市街地については、多重防災施設の整備を推進し、市街地を守る機能を強化するほか、決壊した定川堤防の早期復旧と嵩上げによる機能強化を推進します。

[大曲地域の復興方針図]



2 野蒜地区

(1) 被災の状況等

○東名運河以南

海岸部に近接した平坦な土地であり、津波により人的にも建造物にも著しい被害を受けました。当該地区内には小さな丘陵地がありますが、運河以南全域をカバーする避難場所として想定するには無理があります。

○東名運河以北

東名運河と北側丘陵地の間に細長く広がる平坦な市街地で、過半の家屋が滅失しており、人的被害も著しい地域です。当該地区的北側には緊急時における避難地となりうる丘陵地があります。

(2) 地区復興まちづくりの方向性

○東名運河以南

海岸保全施設の大規模な補強が行われることを前提にしても、当該地区での住居系の宅地整備については、将来にわたって、大津波に対しての人的被害を防ぐことは極めて困難です。このため、地域コミュニティ維持の観点から住民の地区外への集団的な移転を推進します。

地区内への残留は、漁業関係の事業所等、生業等によりやむなく地区内に残る事業系施設に限ることを原則とし、かつ、事業系施設についてもできる限り集約し、地区内での緊急時の高台への避難路もしくは緊急避難施設の整備と並行して推進するものとします。移転先は、安全性の高い東名運河以北の丘陵地を中心に、鳴瀬第二中学校学区内で集団的な移転が可能な地域を選定し重点的な開発整備を推進します。なお、鳴瀬第二中学校については、現地復旧が極めて困難であることから、移転を基本とし、移転校の整備手法については、教育施設の整備計画等と並行して検討を進めます。

○東名運河以北

運河沿いの新町から亀岡地区については、現地での住宅再建が困難で住居移転を希望する住民も多く、集団移転の意向も示されており、住民の考え方を十分に踏まえ、安全性の確保と地域コミュニティ維持に配慮し、東名運河以南と連携した集団的な移転を推進するものとします。

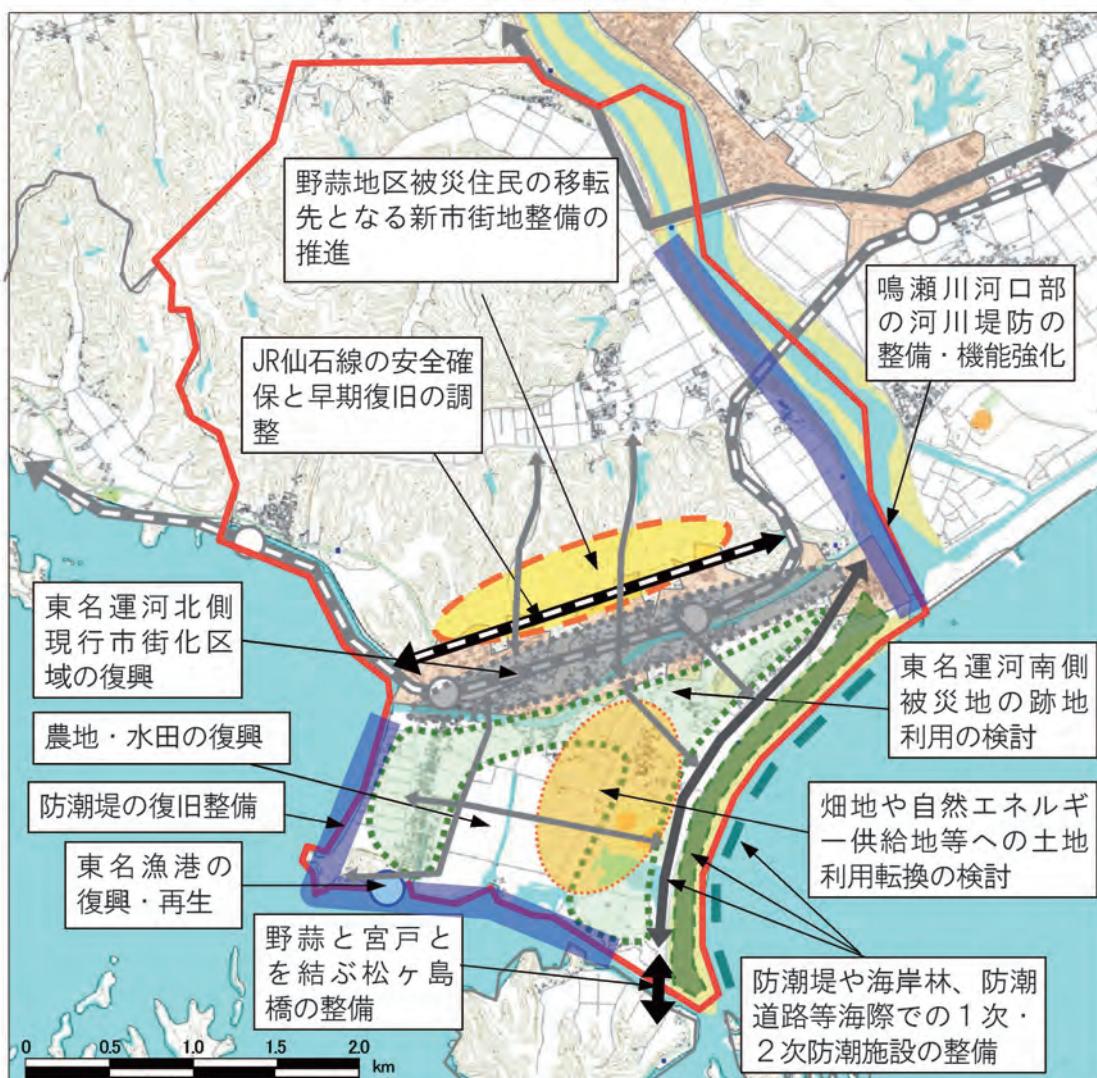
なお、新東名地区及び野蒜駅北側地区、並びに野蒜小学校周辺地区の一部では住居が残存し、住民意向として居住継続を要望している地域があります。住民意向を尊重しながら、住宅地の集約と内陸堤防、排水対策や避難施設等の整備を計画的に推進します。

野蒜地区については、運河やJR仙石線が地区を縦断しており、緊急時の避難が円滑に行えるような避難路の確保整備も必要です。

野蒜小学校は、現地復旧が極めて困難であることから、移転を基本とし、移転校の整備手法については、教育施設等の整備計画と並行して検討を進めます。

さらに、JR仙石線で最も被害が著しい野蒜地区の路線については、安全策を最優先とした早期復旧・復興をJR東日本と国に要請し、近隣市町村との連携のもと、一日でも早い全線開通を推進とともに、学校、市民センター、福祉施設、住宅地を安全な高台に集団移設し、理想的なまちづくりを進めます。

[野蒜地域の復興方針図]



3 矢本東地区

(1) 被災の状況等

矢本東地区は、特に沿岸に近い南側に位置する浜須賀地域が津波により著しい被害を受けました。また、国道周辺の市街地においても多数の世帯が浸水等の被害を受けています。

(2) 地区復興まちづくりの方向性

浜須賀地域では、現地での住宅再建が困難な住民も多く、地区外への移転の意向が示されており、住民の考え方を十分に踏まえた対応をとるものとします。

また、住民意向として現地での復興を要望している方もおり、浜須賀地域を含む市街地については、海岸堤防の整備（一線目）や北上運河付近での内陸型堤防（二線目）の整備に加え、かさ上げ道路・内陸堤防等（三線目）を整え、多重防災構造の整備を推進します。

[矢本東地域の復興方針図]



4 矢本西地区

(1) 被災の状況等

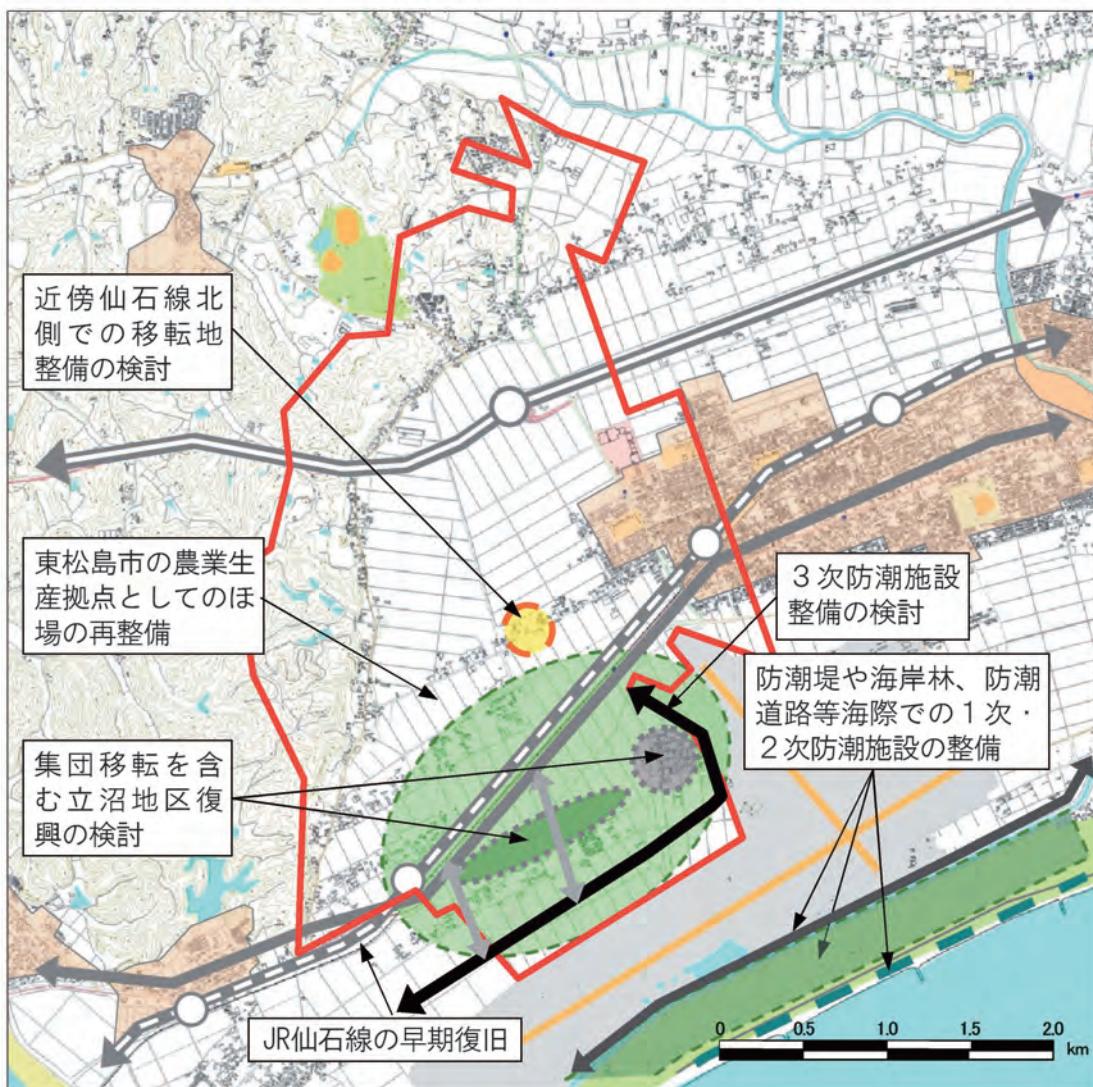
矢本西地区は、特に沿岸に近い南側に位置する立沼地域で津波により、著しい被害を受けました。また、鹿妻地域等においても多数の世帯が浸水等の被害を受けています。

(2) 地区復興まちづくりの方向性

立沼地域では、現地での住宅再建が困難な家屋が多く、地区外への集団移転の意向が示されており、住民の考え方を十分に踏まえた移転を推進します。集落内での営農に十分考慮し、農地復興も含めた再建に配慮しなければなりません。

他地域と同様、立沼・鹿妻地域や市街地については、多重防災構造の整備を推進します。

[矢本西地域の復興方針図]



5 宮戸地区

(1) 被災の状況等

宮戸地区には月浜、大浜、室浜、里浜の4集落があり、集落はいずれも海岸付近に立地し、海水浴場、漁港を有し、民宿を相当数含む漁村集落が形成されています。今回の津波により、その低地部は、里浜地区を除きほぼ壊滅しています。なお、比較的、被害が少なかった里浜地区については漁港部の地盤沈下に伴う浸水被害が大きな問題となっており、漁港復旧事業としての対応が必要です。

(2) 復興まちづくりの方向性

集落の背後には集団移転先となりうる丘陵部が迫っており、斜面に立地した家屋の一部は今回の津波に対しても大きな被害を免れたものも見受けられます。この丘陵部に移転先地を確保するとともに、避難路を確保したうえで、漁港周辺には生業施設の整備を可能とし、人的被害を防ぐ方針とします。さらに、市民センター等の公共施設を復興整備します。

大きく被災した3つの集落においては、背後丘陵地を活用した移転復興を基本としつつ、緊急時の避難手段の確保を推進します。

[宮戸地域の復興方針図]

